

「ごみ減量と処理費用有料化に関する説明会」の実施結果

- 1 実施期間 令和3年10月30日から11月29日まで
- 2 参加人数 604人
- 3 意見概要件数合計 117件
- 4 意見の内訳

(1)ご意見を踏まえて計画案への反映を検討するもの	10件
(2)趣旨や内容についての考え方が既に計画に反映されているもの	21件
(3)今後の事業実施の参考とするもの	35件
(4)その他のご意見	51件
- 5 意見の概要及び市の考え方
別紙「ごみ減量と処理費用有料化に関する説明会でお寄せいただいた意見概要と市の考え方」のとおり

ごみ減量と処理費用有料化に関する説明会でお寄せいただいた意見概要と市の考え方

計画(案)の項目	番号	意見概要	市の考え方	内訳の種類
○家庭系ごみ処理費用有料化の導入について	1	有料化制度導入はいつ、どのようにして決定するのか。	計画案「4 家庭系ごみ処理費用有料化の制度内容(1)実施時期」に記載のとおり、皆様からいただいたご意見をもとにより良い制度となるように検討し、3月議会での議案上程を考えます。	(2)
	2	なぜ有料化が必要なのか。分別を徹底することでごみを減らせると思う。	本市の現状として、分別徹底がされていないことが組成調査の結果より分かっています。有料化を導入することにより、ごみ減量の意識付けを行うことで、より分別の徹底が促進されるものと考えます。	(2)
○瀬戸市における経緯	3	瀬戸市のごみ減量目標は怎么样了のか。	平成26年度から令和5年度までを計画期間とする瀬戸市一般廃棄物処理基本計画にて目標値を定めており、計画案「2 家庭系ごみ処理費用有料化の導入について (2)瀬戸市における経緯」に目標値を記載しています。	(2)
○ごみ処理の状況	4	グラフの読み方について、人口の減少と一人一日当たりの家庭系ごみ量の増加が強調されているように感じる。	グラフは、ごみ量と人口の対比ではなく実績をまとめたものです。1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は別のグラフでお示したとおり、人口が減少している状況でもごみ排出量は増えています。これは、ごみの出し方、分け方によるものと考えられるので、今一度ごみについて問題提起をするための資料として作成しました。	(4)
	5	令和元年度、令和2年度のごみ量は、コロナの影響があると思う。一人一日当たりの家庭系ごみ量は増加していると判断するのは早急ではないか。	毎年実施している組成調査の結果から、令和元年度、令和2年度に関わらず資源物と食品ロスが2割弱混入している状況が継続していることが分かっており、ごみが減らない状況が継続しています。このような状況から、ごみ量の増加傾向を判断しました。	(4)
	6	瀬戸市と県内でごみ減量が進んでいる自治体の取り組みを比較し、分析したのか。	プラスチック製容器包装の分別収集の他にも、生ごみの堆肥化や剪定枝の資源化といった取り組みを行ない、ごみ減量に取り組んでいる自治体もあります。また、他の市町村でもごみ減量の施策として有料化制度を導入しています。	(4)
	7	家庭系ごみ一人一日当たりのごみ量はどのような数字なのか。	ごみの総量を人口で割った数字です。	(4)
	8	瀬戸市の一人一日当たりの家庭系ごみ量が、平成27年度から平成28年度は減少しているが、その要因は何か。	資料では大幅に減少しているように見えますが、一人一日当たりのごみ排出量では2%の減少であり、確実にごみ減量が進んだとは言えない状況であると考えます。	(4)
	○ごみ処理経費	9	ごみが減れば、ごみの収集運搬、処理、処分費用が減るといふことか。	ごみの処理、処分費用は減少するものと考えます。
10		現在、ごみ処理に係る費用はすべて税金で賄われているのか。	燃えるごみ、燃えないごみ、資源物の処理費用はすべて税金で賄われています。粗大ごみは、粗大ごみ処理券を購入していただきますので、処理費用の一部をごみを出す方が負担しています。	(4)
11		市が集めた資源物の売却益はどのくらいあるのか。	1千万円程度です。	(4)
12		瀬戸市のごみ処理にはいくら費用がかかっているのか。	「2 家庭系ごみ処理費用有料化の導入について (5)ごみ処理経費」に記載のとおり、本市のごみ処理にかかる経費は9億6千万円程度です。	(2)
13		晴丘センターは尾張旭市、長久手市と共同で使用しているが、費用負担の分け方は怎么样了のか。	人口とごみ量で換算し按分しており、瀬戸市が一番多い費用負担となっています。	(4)
○家庭系ごみ処理費用有料化の実施状況	14	有料化を実施したところは、すべてごみが減っているのか。有料化以外の要因でごみが減っているということはないか。	愛知県内で有料化を実施した自治体の実績では、減量率は異なりますがごみは減っています。減量率が高い美浜町、南知多町は有料化と同時にプラスチック製容器包装の分別収集を開始しています。	(4)
	15	説明会資料で示された市町村は人口が少ないところが多いようだが、有料化の導入に対して参考とすることは妥当か。	説明会資料に掲載した実績だけでなく、文献より有料化を実施した全国の155市の実績も参考にしています。また、尾張旭市、長久手市を参考にすると、長久手市は、令和5年7月から本市と同じように大の袋を1枚50円に値上げすることを検討中とのことです。尾張旭市は、すでに有料化の検討をしており、ごみ量が減っているため現段階では有料化をしないことが決まっていると聞いています。	(4)
	16	尾張旭市、長久手市の状況を教えて欲しい。	尾張旭市は平成29年に有料化の検討を実施し、ごみが減っているということで、有料化の実施は見送ったと聞いています。長久手市はすでに有料化を実施しており、令和5年7月から大袋1枚を50円に値上げすることを検討中とのことです。県内のごみ排出量は、尾張旭市と長久手市は県内でも少ない方であり、本市もごみ排出量を減らしたいと考えています。	(4)

	17	尾張旭市、長久手市と連携して有料化やごみ減量に取り組んでいるのか。	一般廃棄物の処理については、各自治体が特性を踏まえて取り組む施策を判断するものであり、瀬戸市は瀬戸市一般廃棄物処理基本計画に基づき有料化制度の検討を行っています。長久手市はすでに有料化しており、令和5年7月に手数料の値上げを検討中、尾張旭は有料化は実施しておりません。ごみ減量施策についての協議は実施していますので、継続審議していきたいと考えます。	(4)
	18	名古屋市は有料化の予定があるのか。	有料化の予定があるとは聞いていません。	(4)
	19	一人一日当たりのごみ量が少ない大口町、幸田町は有料化を実施しているのか。	各市とも有料化を実施しており、幸田町は長年県内で最もごみ量が少ない状況が続いています。しかし、今年度から大の袋の値段を10枚150円に下げたことで住民の意識が変わったのか、ごみが増えたと聞いています。	(4)
○家庭系ごみ処理費用有料化の目的と期待する効果	20	有料化を実施すると、ごみは減るのか。減量効果は導入当初だけで、リバウンドするのではないのか。	有料化をすでに実施している全国の自治体の実績から、ごみ減量と手数料水準に相関があることが分かっており、手数料設定の際には継続したごみ減量効果が得られる水準で手数料設定を行いました。	(2)
	21	有料化を実施した市町村の状況で、前年比だけを見てごみが減ったと判断しても大丈夫か。	有料化をすでに実施している全国155市の実績を文献で確認し、有料化を実施した自治体では有料化翌年では10～20%の減量がされており、5年後も継続して減量がされているということを確認しています。	(2)
○実施時期	22	有料化制度の導入は、プラスチック製容器包装等の分別を実施した効果のみをみながら判断すべきではないか。	プラスチック製容器包装をはじめとした資源化品目の拡大と有料化制度を併せて実施することで相乗効果が生まれ、より高い減量効果を得られるものと考えます。	(4)
	23	生ごみ処理機を使用すればごみが減るので、有料化の前に実施してみてはどうか。	生ごみを出す際は、水分を絞ることである程度ごみ量を減らすことができます。生ごみ処理機の使用による減量についても、有料化制度導入に併せて検討を行います。	(3)
	24	有料化の前に、行政が市民の意識改革やマナーの指導に取り組むべきではなかったか。	本市では、計画案「2 家庭系ごみ処理費用有料化の導入について(4)ごみ減量化・資源化の取り組み状況」に記載のように、ごみ減量の施策を行い、市民の意識改革やマナー向上に取り組んできました。これらの施策は、広報や市ホームページ等様々な媒体を通じて市民へ周知を行っており、有料化制度を導入することで、更にごみへの関心を高めていただけるものと考えます。	(4)
	25	瀬戸市一般廃棄物処理基本計画に掲げている「令和5年度総ごみ・資源物排出量 36,000t」が達成できなければ有料化すれば良いのではないか。	循環型社会の形成に向けては、目標値の達成に関わらず継続的なごみ減量を行うことが必要だと考えます。	(4)
	26	他自治体で行っている剪定枝のチップ化、堆肥化など資源化の取り組みを実施し、それでもごみが減らなければ有料化を導入するべきではないか。	剪定枝の資源化については、緑化推進の観点からも資源化する方法を検討し、資源化したものについては有料化対象外の品目とすることを検討します。	(3)
	27	製造、販売する企業もごみ減量の努力をして、それでもごみが減らなければ有料化すべきではないか。	容器包装リサイクル法では、容器包装と利用して中身を販売する事業者については、その容器包装を再商品化及びリサイクルする義務が規定されておりますので、法律に従い適正に事業活動をされているものと認識しております。	(4)
	28	瀬戸市のごみ量は平成27年度から28年度にかけて減っている理由を分析し、実践すればごみが減るので、有料化の前に実施すべきではないか。	平成27年度、平成28年度の一人一日当たりのごみ排出量は2%の減少であり、確実にごみ減量が進んだとは言えない状況であると考えます。	(4)
	29	有料化による減量効果と分別による減量効果を検証することが先ではないか。	本市のごみは、紙類の分別徹底などの資源化で10%、新しく実施するプラスチック製容器包装の分別で10%、残りは発生抑制となる食品ロスで10%ごみが減ると考えられます。美浜町や南知多町は有料化と同時にプラスチック製容器包装の分別を実施しており、有料化と分別の相乗効果でごみ減量が進んだものと考えます。	(2)
	○有料化に併せて実施する施策	30	子どもたちへの教育を通じて、ごみ減量につなげてはどうか。	資源リサイクルセンターでは、幼稚園や小学校への出前講座による環境学習を実施しており、今後も継続していくことを考えています。
31		分別辞書については、早めに配布を行って欲しい。	来年度以降に冊子を全世帯に行き渡るように配布したいと考えておりますので、今の段階では市ホームページをご覧いただきたいと思っております。	(4)
32		分別は今後も変更される可能性があるため、冊子で配布する分別辞書を自分で修正、加工できるような仕様にして欲しい。また、現在公開されている分別辞書をエクセル形式でダウンロードできるようにして欲しい。	貴重なご意見として承り、実施の可能性を含めて検討します。	(3)
33		分別辞書は、高齢者でも見やすい配慮をして欲しい。	貴重なご意見として承り、検討して参ります。	(3)
34		分別辞書は、外国籍の市民にも配慮したものにして欲しい。	現在は4か国語に対応できるものを用意しています。対応言語を含めて、引き続き検討します。	(3)

35	瀬戸市は集積所の数が少ないので、増やすなどの整備を行って欲しい。	燃えるごみは10世帯に1ヶ所、資源物は50世帯に1ヶ所を目安に設置されていますが、道路の関係などで集積所を増やすことが難しい地域もあります。	(4)	
36	ごみ減量や資源化の取り組みをポイント制にして、意欲を高めてはどうか。	ごみ減量の意欲を高める取り組みとして、貴重なご意見として承ります。	(4)	
37	燃えるごみの袋も記名制にすると、マナー向上を図れるのではないかと。	プライバシー保護の観点からも慎重な検討が必要だと考えておりますので、貴重なご意見として承ります。	(3)	
38	プラスチック製容器包装の回収方法はどうか。また、新しい袋が出来るのであれば、値段はどの程度になるのか。すぐにでも実施するべきではないか。	プラスチック製容器包装の分別収集は来年度秋開始を目指して準備を進めております。詳細は決まっておりますが、資源物の収集日に資源物用の指定袋で回収したいと考えており、資源物として回収をするため有料化の対象外となります。	(4)	
39	紙類専用の袋を作ってはどうか。	資源共通袋を導入している自治体もありますので、貴重なご意見として今後の資源物回収方法を検討する際に参考にします。	(3)	
40	紙おむつの回収、再生を行ってはどうか。	検討を行いました。受け入れ先の問題もあり、今すぐに資源化をすることはなかなか難しい状況であり、長期間での検討が必要になると考えます。	(4)	
41	葉や枝は資源化を検討し、無料で受け取れる体制を整えて欲しい。	剪定枝については、緑化推進の観点からも資源化の方法を検討し、資源物とするものについては有料化の対象外となるよう考えます。	(3)	
42	生ごみ処理機への補助金制度を整備してはどうか。	生ごみは、水を切るだけでも減量に大きな効果があります。生ごみ処理機の補助金制度は、平成12年度から平成25年度まで実施しており、申請者数の減少に伴い廃止となりましたが、有料化制度導入と併せて検討します。	(3)	
43	他自治体を参考とし、生ごみの堆肥化の方法について、簡単に誰もが取り組めるような方法(段ボールコンポスト等)を周知して欲しい。	ごみ減量の方法として参考にし、実施の可能性を含めて検討させていただきます。貴重なご意見をありがとうございました。	(3)	
44	資源物の出し方の見直しを行うべき。紙類を紐で縛ると、紐は燃えるごみとなるので、袋に入れるなどの方法を検討して欲しい。	資源物の出し方については収集体制も併せて検討する必要がありますので、実施の可能性を含めて検討します。	(3)	
45	資源リサイクルセンターのような資源受け入れ施設を増やして欲しい。また、24時間体制で資源物を持ち込めることも考えて欲しい。	民間の資源リサイクルステーションの活用なども含めて、資源受け入れ体制の拡充を検討します。	(2)	
46	晴丘センターで焼却する際の余熱利用を拡充して欲しい。	晴丘センターでは、ごみを燃やす際の熱を利用して作った電気と蒸気を有価として売却しており、すでに取り組みがされているものと考えます。	(4)	
47	分別の種類が多すぎると対応できない。分別品目を増やすことはやめて欲しい。	燃えるごみ、燃えないごみの中から資源化できるものは資源化したいということであり、分かりやすい形で資源化を進めていきたいと考えています。	(4)	
48	事業者への過剰包装廃止等の働きかけをして欲しい。	容器包装リサイクル法では、容器包装と利用して中身を販売する事業者については、その容器包装を再商品化及びリサイクルする義務が規定されておりますので、法律に従い適正に事業活動をされているものと認識しています。	(4)	
○有料化の対象とするごみ	49	剪定枝、布団、絨毯、ホットカーペットにごみ袋を貼付する方法では、袋が盗難にあうのではないかと。袋を付ける出し方は安易ではないか。	いただいたご意見や他の自治体での取り組み事例などを参考に、今後、具体的な排出方法を検討していきます。	(2)
50	剪定枝、布団、絨毯、ホットカーペットには、袋ではなく金券シール等を貼付した方が良いのではないかと。	ごみを排出する人全員に分かりやすい制度としたいという観点で、排出方法を検討いたします。貴重なご意見、ありがとうございました。	(4)	
51	袋に入れずに出すごみ(剪定枝、布団、絨毯、ホットカーペット)は、どのくらいの量でいくらの袋を付ければ良いか。	具体的な内容については、今後検討し決定していきます。	(3)	
52	落ち葉や草については、手数料負担を軽くして欲しい。	剪定枝については資源化の方法を検討し、資源となるものについては対象外とする方向で検討を進めます。	(1)	
53	緑化推進のためにも、剪定枝は資源化したり、手数料を安く設定するなど、負担を減らすような検討をして欲しい。	剪定枝については資源化の方法を検討し、資源となるものについては対象外とする方向で検討を進めます。	(1)	

	54	紙おむつについては、手数料は安くなるよう検討して欲しい。	紙おむつの排出については、何等かの支援が必要だと考えており、支援内容については現在実施している他の福祉施策と調整を図り具体的に検討します。	(1)
	55	資源リサイクルセンターへの持ち込みは対象になるのか。	資源リサイクルセンターに持ち込む場合の資源物については、今までどおり無料です。	(4)
	56	燃えないごみはなぜ有料化の対象になるのか。	燃えないごみも燃えるごみと同様に晴丘センターで処理をしており、費用がかかっているため有料化の対象とすることを考えます。	(4)
○手数料負担の仕組み	57	手数料の支払い方法はどうか。	袋の販売価格が手数料となりますので、袋を購入された時点で手数料が市へ納入されます。	(4)
	58	有料化で徴収された手数料は税金という扱いになるのか。	手数料として市の一般会計に入ります。	(4)
	59	袋を一定数無料で配布するような方法は検討しないのか。	市民全員が常にごみ減量を意識できるよう、排出量に応じてごみを出す人が手数料を負担する「排出量単純比例型」が有効だと考えます。	(4)
	60	有料化の考え方は受益者負担ということで良いか。	ごみを出す人がごみ処理費用の一部を負担することから、受益者が負担するという解釈になるかと思えます。	(4)
○手数料の設定	61	設定した手数料金額は、現在の袋代の4倍以上となります。設定金額は妥当か。	有料化を実施している全国の自治体の手数料金額と減量効果の実績や近隣市町の手数料水準を参考とし、効果的で継続的にごみを減らせる金額として設定しており、妥当だと考えます。	(4)
	62	袋の価格設定は、どの容量でも同じにすべきではないか。45リットルだけ高いのは納得できない。	使用する袋をより小さくすることでごみ減量を意識して欲しいという考えから、容量により手数料の差をつけています。	(2)
	63	袋の値段を一気に上げるのではなく、減量状況を見て段階的に引き上げることはできないか。	有料化を実施している全国155市の手数料金額と減量効果の実績から、効果的で継続的にごみを減らせる金額として設定しており、段階的な値上げは考えていません。	(4)
	64	現在の手数料設定では、45リットルの袋1枚と30リットルの袋と20リットルの袋を1枚づつ使用した場合の手数料が同じとなっており、手数料設定に説得力が無いように思う。	金額だけを見てしまうと、そういった考え方もできますが、ごみを減らすためには2枚使うのではなく小さいサイズ1枚で出していただけようをお願いしたいと考えます。	(4)
	65	ごみ減量のためには、もっと手数料を上げて良いと思う。	貴重なご意見ありがとうございます。	(4)
	66	低所得者や生活保護受給者も同じ費用負担をするということについて、考えを教えてください。	有料化はごみ減量のための取り組みであり、使用する袋を大きいごみ袋から小さい袋に切り替えられるようにごみを減らすことで費用負担は軽減されるものと考えます。生活弱者の支援については、福祉サービスとの調整の中で解決していく問題と捉え、検討していきます。	(3)
	67	税金を重複して徴収しているのではないか。	地方自治法には、特定のサービスを受ける者に対して手数料徴収できる規定があり、ごみの収集は特定のサービスを受けることにあたると解釈されていますので、税の重複には当たらないと考えます。	(4)
○新しい指定ごみ袋	68	袋の種類を増やして欲しい。	ごみ排出時の利便性も大切な観点だと思います。貴重なご意見として承り検討します。	(3)
	69	スーパーでレジ袋として購入できるようにして欲しい。	ごみ排出時の利便性も大切な観点だと思います。貴重なご意見として承り検討します。	(3)
	70	特小20リットルより小さい袋を作って欲しい。	ごみ排出時の利便性も大切な観点だと思います。貴重なご意見として承り検討します。	(3)
	71	現在の指定ごみ袋より、袋の強度を上げて欲しい。	ごみ排出時の利便性も大切な観点だと思います。貴重なご意見として承り検討します。	(3)
	72	燃えないごみの袋について、大40リットルのサイズを大きくして欲しい。	ごみ排出時の利便性も大切な観点だと思います。貴重なご意見として承り検討します。	(3)
	73	カラスに荒らされないような仕様に対策をして欲しい。	ごみ袋の仕様は現在の袋と似たものになると思いますので、カラスに荒らされないような環境整備に努めていきます。	(4)
	74	袋に宣伝を入れて販売価格を安くして欲しい。	実施の可能性を含めて検討させていただきます。	(3)
	75	販売単位は10枚ではなく、1枚単位から行って欲しい。	実施の可能性を含めて検討させていただきます。	(3)
	76	令和5年7月から現在のごみ袋と新しいごみ袋が同時に販売されるのか。	両方販売する予定です。7月から新しいごみ袋でお出しいただくことも可能です。	(3)
	77	袋の形状を持ち手付きにして欲しい。	ごみ排出時の利便性も大切な観点だと思います。貴重なご意見として承り検討します。	(3)
	78	販売価格に消費税は含まれるのか。	税込の価格となります。	(4)
	79	販売時期を2か月前ではなく、もっと早くしても良いのではないのか。	ごみ袋を取り扱う販売店とも協議をしながら、実施の可能性を含めて検討していきます。	(3)

	80	新しい指定ごみ袋に不良品が混ざっていた場合の対応を決めておいて欲しい。	新しい指定ごみ袋を製造、販売する中で検討していきます。	(3)
○有料化の対象から除外するごみ	81	ボランティアで個人的に実施する地域の清掃については、有料化の対象外となりますか。	自主的な清掃などご厚意で実施をいただいているものにつきましては、地域清掃やボランティア清掃の仕組みを使い、有料化の対象外とすることを考えます。	(1)
	82	地域清掃袋は有料化実施後も使用できますか。	今の袋から使用が変わることも考えられますが、使用可能です。	(4)
	83	地域清掃ごみと家庭ごみとの区別が出来る工夫が必要だと思います。	貴重なご意見として承り、区別の方法については現在の取り扱い方法で十分なのかを含めて検討します。	(3)
○手数料収入の用途	84	手数料収入については、ごみに関することに使うべきではないか。高齢者や障がい者、子どもへの支援は別の予算で実施して欲しい。	手数料収入については、ごみに関連する事業へ充当し、その内容は市ホームページ等で公表します。	(1)
	85	手数料収入の活用について、試算結果を示して欲しい。	手数料収入については、ごみに関連する事業へ充当し、その内容は市ホームページ等で公表します。	(2)
	86	手数料収入を晴丘センターの運営費用に充ててはどうか。	手数料収入についてはごみに関連する事業へ充当しますが、直接晴丘センターの運営費用に充てるものではありません。	(3)
	87	ごみ処理費用の財源がないから有料化をするということではない、という認識でよいか。	財源を補うためではなく、循環型社会の実現や地球温暖化の防止のためにごみの減量が必要であり、効果的、継続的にごみを減らすために有料化の実施に向けて検討しています。	(4)
	88	手数料収入の用途を教えて欲しい。	手数料収入については、ごみに関連する事業へ充当し、その内容は市ホームページ等で公表します。	(1)
	89	福祉施策に使う予定はあるか。ないのであれば、目先を変えたような記載のように感じる。	紙おむつの処理支援を想定し福祉施策と記載をしていましたが、手数料収入については、ごみに関連する事業へ充当し、その内容は市ホームページ等で公表します。	(1)
	90	なぜごみ減量や資源化促進の施策に充当するのか。	手数料収入については、特定財源として扱うため、ごみに関連する事業へ充当します。	(1)
	91	手数料の収入は、3億3千万円を見込んでいて、市の負担が9億6千万円から6億3千万円になるのか。	3億3千万円の中には、新たな袋の製造や流通にかかる費用も含まれておりますので、ご意見のとおりにはならないと考えます。	(4)
	92	徴収した手数料は、結局市の財源を賄うことになるのではないか。	福祉施策については、市の財源で行っているものになります。ごみが減ることで税金を使わずに済む分については、支援施策に充てられる可能性もございます。	(2)
	○現在の指定ごみ袋の取り扱い	93	差額を支払うことで、現在の指定ごみ袋と有料化後の新しい指定ごみ袋を交換して欲しい。	貴重なご意見として参考とさせていただき、実施の可能性を含めて検討させていただきます。
94		現在のごみ袋の使用方法として、古布やミックスペーパーを出す以外の方法があれば教えて欲しい。	資源物袋として使用いただく他は使用方法はありません。	(4)
95		現在のごみ袋はそのまま使えるようにして欲しい。	費用負担の公平性の観点から、有料化実施後は現在の指定ごみ袋は燃えるごみ、燃えないごみの袋として使用いただくことはできません。	(4)
96		有料化開始後に、新旧の指定ごみ袋が使用できる猶予期間を設けて欲しい。	費用負担の公平性の観点から、有料化実施後は現在の指定ごみ袋は燃えるごみ、燃えないごみの袋としては使用いただけませんが、資源物の袋としてご使用いただくことを考えます。	(3)
97		現在の指定ごみ袋が欠品する心配はないか。	品切れにならないように管理していきます。	(4)
○市民への周知啓発の徹底	98	働いている世代は、広報や新聞、回覧版を見ないと思うので、周知の方法を工夫して欲しい。	広報やホームページ等、あらゆる媒体を用いて周知啓発を実施します。	(2)
	99	プラスチック製容器包装の分別回収に向けては、出し方等の説明が必要だと思う。	説明会などでの周知を図りたいと考えています。	(3)
	100	有料化実施までに、今後も説明会を開催する予定はあるか。	有料化制度の導入が決定された場合は、来年度以降で説明会を開催する予定としています。	(2)
	101	新しい袋の仕様が決まり次第、袋の見本を回覧版で回すなどして早めに周知をして欲しい。	袋の仕様が決定次第、早めに周知を図ります。	(3)
	102	分別についての周知を分かりやすく実施して欲しい。	説明会などでの周知を図りたいと考えます。	(3)
	103	外国籍の方への周知については、事業所に向くなども行いながらしっかり行って欲しい。	外国籍の方への周知は重要だと認識しておりますので、周知徹底の方法を含めて検討します。	(3)

○不適正排出等の対策	104	有料化制度を実施することで、不法投棄が増えないか心配だ。市はどのような対策を考えているのか。	有料化をすでに実施している市町村に確認したところ、有料化実施に伴い不法投棄が増加することはないようですが、パトロールの実施や監視カメラの設置、警察との連携を図ることを考えます。	(2)
	105	ごみ袋の値段が安い他市へごみを持ち込む人や今でも他地域からごみを持ち込まれて困っている。有料化でひどくなるのではないかと心配だ。	家庭系ごみの持ち込み防止、抑止効果を図るため、広く周知を行います。	(2)
	106	不法投棄対策のポスター等をホームページからダウンロードできるようにしてほしい。	貴重なご意見として承り、実施の可能性を含めて検討します。	(3)
	107	不法投棄の対策を業務委託で行っている自治体もあるので、参考にして欲しい。	業務委託には費用がかかりますので、実施の可能性を含めて検討させていただきます。	(3)
	108	不法投棄のパトロールを行政と地域が一緒になって実施したい。	パトロール等に関しては地域の皆様と一緒に活動していきたいと思っています。貴重なご意見、ありがとうございます。	(3)
	109	不法投棄に対し、罰則を科すことは可能か。	不法投棄については、すでに罰則規定が設けられているものと認識しています。	(4)
	110	不法投棄されたごみは地域のボランティアが清掃しているが、有料化実施後はボランティアで実施する人も減ると思う。全て市が対応するのか。	自主的な清掃などご厚意で実施いただいているものにつきましては、地域清掃やボランティア清掃の仕組みを使い、有料化の対象外とすることで継続していただければと考えます。	(1)
	111	きちんと分別がされていないか、指定袋を使用せずにごみを出すなど、ルールを守らずに出されたごみについて、現在は収集されているように感じるが、有料化後の対応はどうなるのか。	収集できないものが袋に入っていた場合は、収集不可であることを示して、原則ごみを出した人に持ち帰っていただくようにしております。収集業者にもルールを徹底するよう指導していきます。	(2)
	112	野焼きが増えないか心配だ。	屋外燃焼行為は不適正な処理になります。環境課に連絡をいただければ、適正処分をするよう指導します。	(1)
	○計画推進に向けて	113	有料化導入後の効果検証はどのくらいの期間で実施するのか。	実施状況や効果の把握を毎年実施し、制度内容については一般廃棄物処理基本計画の見直しに併せて5年期間で実施します。
114		有料化導入後にごみ量が減れば、手数料金額を下げたい。	有料化制度実施後は、毎年実施状況と効果を確認し制度の検証を行います。手数料金額についても必要に応じて5年に一度見直しを行います。	(2)
115		今後、手数料金額がどんどん上がるのではないかと心配だ。	有料化制度はごみ減量が目的です。制度実施後は、毎年実施状況と効果を確認し制度の検証を行い、手数料金額についてもごみ減量効果が継続できるように一度見直しを行います。	(2)
116		有料化を導入してもごみが減らなかった場合、有料化制度を撤廃することはあるのか。	有料化の取り組みは、市だけで決めたものではなく、環境衛生審議会での審議を経て答申をいただいた上で進めているものになりますので、今後、実績の報告に基づいた制度の見直しについては、ご意見を伺いながら決めていくものになります。	(4)
117		瀬戸市一般廃棄物処理基本計画の目標値が達成されれば、有料化制度を廃止するのか。	循環型社会の形成に向けては、目標の達成に関わらず継続的なごみ減量を行うことが必要だと考えます。	(4)